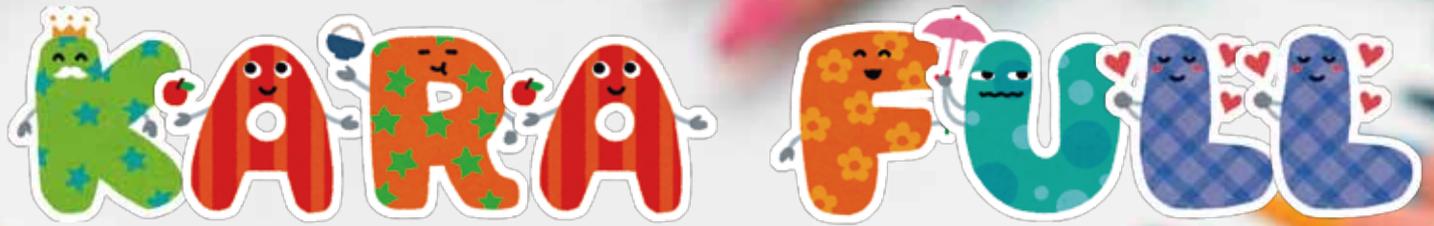




人権教育指導者向け学習資料



人権のいろ いっぱい
いま KARA ここ KARA わたし KARA

No.1



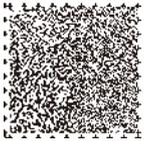
- 古賀市「スタンドアローン」KARA …P2
- 学び・積み重ね KARA ……………P8
- コーディネーター養成講座 KARA …P11
- 災害 KARA ……………P14
- おすすめ DVD KARA ……………P16

「人権教育は今 vol.2」が発行されて10年が経過し、第30号では様々な立場の方々から「人権教育の今とこれから」について提言をいただきました。人権尊重社会の確立に向け、人権教育の今とこれからのために、人権の色とりどりな KARA FULL【カラフル】を発刊します。

福岡県教育庁人権・同和教育課長 木下尊雅

平成29年9月 福岡県教育委員会
 福岡県教育庁教育振興部人権・同和教育課
 福岡市博多区東公園7-7
 TEL 092-643-3918
 FAX 092-643-3919





座談会 行政・地域・学校が連携し子どもの居場所をつくる

～古賀市『スタンドアロン（一人で立つ）支援事業』から
子どもたちの「自己実現」の支援を考える～



青柳 陽子さん

古賀市保健福祉部隣保館
「ひだまり館」業務主査

隣保館勤務6年目。『スタンドアロン支援事業』の業務担当。時に厳しく、時に温かく、子どもたちを支え続けている。



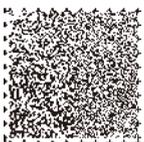
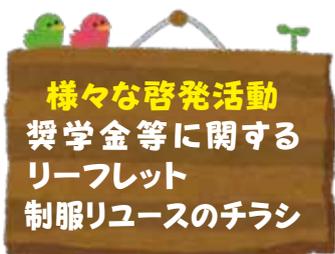
佐藤 智香さん

古賀市教育委員会学校教育課 主任主事
(現在 古賀市市民部市民国保課 主任主事)

学校給食費の援助制度、保護者の教育費の負担を軽減する取組(制服・机の引き出しリユース等)、高等学校等入学支援金制度等の業務担当である。

古賀市での取組

昭和40年(1965年)に初代隣保館が新設された。同和対策事業特別措置法制定後、昭和52年(1977年)二代目隣保館新築移転に伴い、市職員を配置し隣保事業がスタート。主に解放子ども会の活動を中心に地域との関わりを持ち、同和問題解決に向け様々な事業を行ってきた。平成24年(2012年)4月に更なる「人権と福祉のまちづくり」の広がり求め、全市民を対象とした三代目古賀市隣保館「ひだまり館」を古賀市のほぼ中央部に移転新設し、これまでの成果を損なうことなく新たな隣保事業を進めている。



奨学金等に関するリーフレット

夢をあきらめないで

進路実現を支えるために 2017年度

古賀市学校人権教育研究協議会
進路保障部会

制服リユース

にご協力をお願いします！

古賀市では着用になくなった制服をお預かりして、必要となった方へ無償でお譲りする**制服のリユース(再利用)**に取り組んでいます。

中学校の制服を着用しなくなった場合には、皆さんの後輩たちへ譲ってもらえないでしょうか？ご協力をお待ちしております。

＜古賀市教育委員会 学校教育課＞

譲る

もらう

お願いしたい制服は、学校教育課にてお問い合わせします。(古賀市役所 第2庁舎 4階)

着払いの制服と一緒に、保護者の方へお預かりし、物を大切にすることを伝えよう！

＜制服を着用しなくなった人＞ → 譲る → お願いしたい制服は、学校教育課にてお問い合わせします。(古賀市役所 第2庁舎 4階) → もらう → 必要となった方へ無償でお譲りする

※ リユースの対象は市内3中学校の制服と近隣の高等学校の制服です。

【お譲りいただく方へ】

- 状態が良い、洗濯後の制服をお預かりしています。
- 体操服のバッグ等、制服以外の学用品は対象としておりません。
- お卒業ですが、**学校教育課へご持参願います。**(原付自由持参袋は付いていません)

【お譲りするにあたって】

- お電話にて、お電話にて制服の在庫状況の確認をお願いします。
- お預かりの受付はできません。
- お学生(または進学予定)の方で制服が必要な方対象としております。
- お渡しは学校教育課になります。

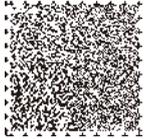
RRR 古賀市教育委員会 学校教育課

お問い合わせ先 (お申し込み先)

古賀市役所 第2庁舎 4階
古賀市教育委員会 学校教育課
電話：092-942-1130

『スタンドアローン（一人で立つ）支援事業』とは

次世代を担う子どもたちに社会体験などを組み入れた学習支援を行うことにより、一人一人の子どもたちが将来展望を描き、自立への意欲を喚起できるよう支援する事業。一人一人の子どもたちの自己実現を支援することを『スタンドアローン（一人で立つ）支援事業』と名づけている。



今里 憲一郎さん

古賀市立古賀東中学校 教諭

前任校の古賀中学校勤務時から、『スタンドアローン支援事業』に関わり5年目。学校だけでなく、地域、行政と連携し子どもたちを見守っている。



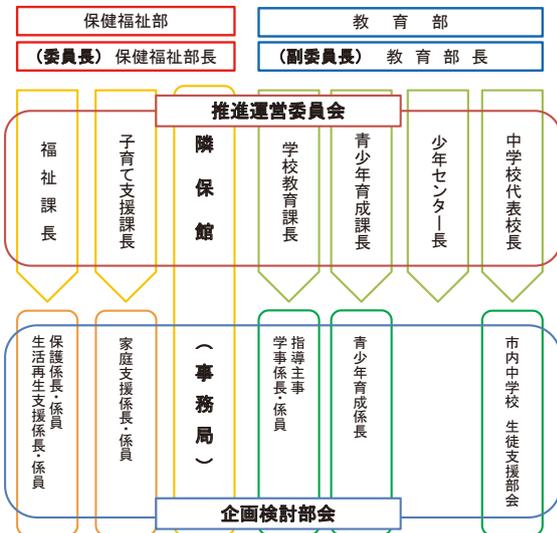
赤松 学さん

『スタンドアローン支援事業』 指導員

大学生の時に古賀中学校の学習支援アシスタントに関わるようになったのがきっかけで指導員へ。子どもたちのよき相談相手である。

行政としての組織的な取組

生活困窮世帯児童学習支援等事業推進運営委員会 組織図



【推進運営委員会】
事業実施計画についての承認機関（年間事業実施前・実施後 2回程度/年）

【企画検討部会】
推進運営委員会承認後
事業実施前後の具体的な事業計画および実施報告機関
（事業実施前・実施後及び事業実施において協議が必要な場合 6回程度/年）

【連絡会】
事業実施する中で参加中学生に係る課題等発生し協議が必要な場合
（年間事業実施前・事業実施中 随時/年）

古賀市学校教育のさらなる充実に向けて

●在学中の就学援助事業

「古賀市学校給食費補助金支給制度（平成 27 年度～）」

小・中学生が3人以上いる世帯のうち、第3子以降の児童生徒を対象に給食費の全額補助を行う。

●保護者の教育費の負担を軽減する取り組み

「制服・引き出しリユース（平成 19 年度～）」

子どもたちの物を大切にすることを目的として、不用になった中学校・高等学校の制服等をお預かりして、必要な方へお譲りする制服リユース（再利用）を市教委が窓口となっており。また、全小学校において、卒業生の引き出しを新1年生の引き出しとして再利用する。不足分・破損分については市費で購入している。

「かずのおけいこセットの整備（平成 22 年度～）」

算数の学習に必要な「かずのおけいこセット」（算数ボックス）を個人購入ではなく、市費で購入し、学校に保管することで、一人ひとりの児童が使えるようにしている。

「新小学1年生へ計算カード及び防犯ブザーの配付

（平成 28 年度～）」

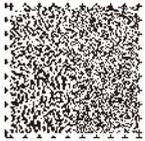
足し算・引き算の繰り上がり・繰り下りの学習に繰り返し使える「計算カード」、
「防犯ブザー」を市費で購入し、入学式で新小学1年生全員に配布している。

●進学支援事業

「古賀市高等学校等入学支援金支給制度（平成 19 年度～）」

経済的理由により高等学校等への就学が困難な方の自立と進学の促進を図り、自己実現への支援を目的として、高等学校等の入学に伴う費用の一部を支給する。
支給額は、国公立学校では40,000円、私立学校では55,000円。給付のため、返還の必要はなく、他の奨学金との併給も可能となっている。





動詞で語る『スタンドアローン』

『スタンドアローン』を支える4人が
それぞれの立場で思いを語ります

はなす

赤松：子どもたちが話をするときは、基本的に全て聞くようにしています。勉強の時間に関係ない話もするけれど、会話をささげるのではなく、全て聞いた後に勉強をうながすようにしています。

青柳：話を聞いてくれるので、子どもたちは赤松さんが大好きで、中学生が「赤松さんなら話そうかな」と大事なことも話していると思います。信頼おける子どもたちの味方だと思っています。

今里：学校の先生にも話せないことを話しているよね。ひだまり館の雰囲気もあるんでしょうね。

青柳：きっと家でも話を聞いてもらいたいのだろうけど、保護者が忙しくて、なかなか聞いてもらえないのでしょうね。

佐藤：青柳さんが声をかけてくれて、何度か『スタンドアローン』に関わらせてもらいました。自習を支援する場所と思っていたけれど、子どもたちが将来の夢を発表する場面に立ち合い「これから自分はどうしたいのか」将来を考える材料が得られる場所、次につながる場所なんだと感じました。

今里：友だちとのつながりでここに来る子もいるし、学校にはなかなか来られなかった子が、ここに来ることでだんだん集団の中に入っていけるようになり、高校に進学したという子もいましたね。来る子来る子がそれぞれですね。

青柳：交通手段も何もないのに、来るんですよ。

今里：来なかったら「なんで来んと？」と言われることもないのにね・・・『スタンドアローン』がない日も来たりしますからね。

佐藤：うらやましいですね。中学生の時にこういう場所があるって。

今里：卒業生も来ますしね。『スタンドアローン』に来ていない子でも、ふらっとひだまり館に寄る子もいますね。子どもたちの中で、垣根が低いんでしょうね。自然と行ける場所の一つなんでしょうね。

たつ

青柳：卒業しても来るのは、がんばっている自分を見てもらいたい気持ちもあるからでしょうね。「一人で立つ」というのは、誰にも迷惑をかけないということではなく、もし何かあっても誰かがいる、そんな支えがあるから立っていられるということ、子どもたち一人一人が思っているのかもしれない。自分一人じゃないと思える場所になっているのかもしれないと時々考えますね。昨日も社会人になった子が遊びに来て、「中3の時、自分たちがふざけていたら、青柳さんに叱られた」と言われ、確かにそんなことあったなあと思ったんです。それでも来るんですよ。初めて来る子も、何十回来てる子も、挨拶できなければ注意します。「青柳さんは初めて来たあの子にも注意するんだ」と子どもたちが見ています。ここに来た子どもたちが、社会に出た後困らないように、関わりたいと思っています。かわいい子どもだし、かわいい後輩なので、何とかしたい、支えたいと思ってきたけど、実はここに来る子どもたちに自分が支えてもらっているのかなと感じています。

赤松：叱っていたからこそ、卒業しても来



てくれるのかな。いつも客観的に評価してくれるから、卒業した後も、卒業した自分がどうなのか、ちゃんとした大人になれているのか、一人で立てているのか、自分ではわからないから、青柳さんからどう見られて、何て言われるのか、判断してもらっているのかな。おかしいことをちゃんとおかしいと言ってくれるから。

今里：隣保館の職員の温かさ、ほどよい距離感がいいんでしょうね。「聞いて、聞いて」の時もあるし、ただ居心地のいい場所のときもあるし、ほどよい距離感。教師が言うとうとう上からになる。そのつもりはなくても、上下の関係になる。ここで話すことはフラット。職員が子どもの目線に合わせてくれるから、話が入るんでしょうね。

青柳：中学生の時って、自分を振り返っても先生の言うことなんか、なかなか聞かなかつたですよ。子どもたちも先生の言うことが正しいとわかっていても、親でも先生でもない、第三者の大人が言えば、何となく理解することもあるんですよ。

今里：同じ相談でも先生が言うとうとう説教じみてしまうことがありますからね。酒屋の「角打ち」みたいな存在ですかねえ。それぞれ勝手に来て、好きなものとして、勝手に帰って。

青柳：「角打ち」か・・・気付かんかった！喫茶店ぐらいかと思ってたなあ。



青柳：就学援助の申請が進まない家庭の子どもたちもいます。ここでつながれば、申請に気が進まなかった保護者の背中を押すことができ、佐藤さんにつながられる。佐藤さんにつながれば、就学援助申請までつながってくれる。給食費が滞っている家庭もあります。そのことを知ってしまうと、給

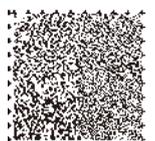


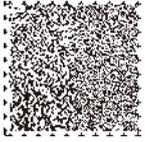
食が喉を通らないという子どももいます。行政の支援があるのに、そこにもつながらない家庭もある。食事が充分にとれない家庭もある。せめて給食だけでも心配なく食べられるよう、支援をつなげていきたい。そういう状況の子は、もしかしたら進学を考える時もプラスの考えが持っていないのではないかと思いました。

佐藤：たとえ対象者であっても、必要な書類をそろえて申請されない限り支援につながらないんです。「こんな方法もありますよ」とお伝えしても、保護者に「しない」と言われたら働きかけも難しくなります。その中で『スタンドアローン』に来ていた子どもから青柳さんが相談を受けて、再度働きかけができたケースもありました。『スタンドアローン支援事業』は、いろんな人を巻き込んでいます。その中に私も位置づいて困った時に私のことを思い出してくれるというのはありがたいし、ここでの連携が子どもの支援につながり嬉しかったです。

『スタンドアローン』のほかに、教育委員会としても子どもを支援する取組をしています。例えば、制服や机の引き出しのリユースを平成19年度から始めています。口コミや取材で広がり譲ってくれる人も利用する人も増えています。「思い入れがありもったいなくて捨てられないけど、使ってもらえるのなら」と持って来てくれます。

今里：学校は学校でそれぞれリユースをしているけど、学校には知られたくない、行きづらい方もいて、市役所なら教員と顔を合わせなくていい、そういった意味では、配慮の行き届いた制度だなと思いますね。





佐藤：また市の広報力を活かして、卒業した方や市外の方からも広くゆずってもらうことができます。何度でも利用していただけるので、入学時のみに限らず、成長に伴い、洗い替え、破れた、転入時など、様々な場面で活用されています。嬉しいことに制服をもらわれた方から「大事に使って、また持ってきます」「代わりに小さくなった制服を持ってきますね」という声もあり、リユースの輪が広がっていると感じます。保護者や子どもたちがリユースの制服をどう思っているのか気になっていましたが、保護者からは「思ってたよりきれい」とか「助かる」の声が多いですね。

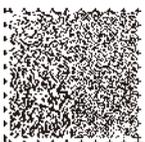
今里：教育長も「リユースに負い目を感じることなく子どもに胸をはって生活してほしい。周りもリユースだからと友だちをからかったりしないような人間関係づくりをしてほしい」と僕らにお話しされたことがあります。

青柳：子どもたち、どう思うかなと思ってたけど不思議と自然なんです。みんながそれは当たり前のことと思っているのか、その辺りは自然すぎてすごいなあと思う。学校も学校教育課も取組が上手なんだろうなあと思います。

今里：学校で「これリユースよ」と利用している子どもたちがお互い話しているのを何度か聞いたことがあります。

青柳：佐藤さんがさっき言った「もったいないから使ってください」という思いが生きているのかな。

佐藤：物を大切にしようという心が子どもたちの中に育ってくれて、嬉しいですね。



今里：取り組んできたことがじわーっと広がっているんでしょうね。小学校のときから、「かずのおけいこ」セットのリユースがあったり・・・。

佐藤：教育委員会のそういった取組はホームページやフェイスブックでも情報発信しています。



今里：担当者が声をかけ、『スタンドアロン』に参加する先生方の輪も広がっています。担任だけでなく、例えば夏休みに「実験をしたい」と声をかけると、多くの職員が協力してくれます。本当に色々な社会体験学習ができるように仕組みてもらっていますね。学校じゃできないことですよ。

青柳：保健師さんに来てもらい健康教室、各中学校の理科の先生にお願いして科学実験、高校の先生に学校紹介をしてもらったり、元新聞記者の方に新聞ができるまでの話をしてもらったり。

今里：防災の学習もしました。非常食を食べたり・・・。

青柳：市役所の中の隣保館なので、いろんな職員が連携して取り組めるんです。いろんな方がころよく協力してくれています。

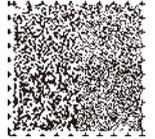


今里：世代の違う大人とつながる社会との接点。僕は田舎育ちで、近所のおっちゃんたちがよく関わってくれたね。今になってありがたいと思う。地域の大人に関わってもらって、今の自分があるんだなあと思う。だからここで育っている子どもたちも、学校でもない、地域で関わってもらって、大人になった時に、自分のできることはないかなと、つながっていったらいいなあと思います。幸いなことに卒業生もよく来てく

れているし、将来的にはひだまり館は、子どもたちにとって、そういう場所だと思ってくれたらと思いますね。

赤松：中学生と先生の間をつなぎたいです。高校生、大学生は人生の転機の時なので、「高校って?」「大学って?」と具体的に話を聞けた方が絶対面白い。僕は指導員として、中学生より少し先を進んでいる大人として、伝えていきたいです。僕だけではなく、先生たちより、もっと近いいろんな大人の話の聞けたら、将来を考える力となります。卒業生が来てくれると、年齢的に縦のつながりが広がり、色々な仕事や大学の学部の話の聞くと横のつながりが広がります。子どもたちにとって、知っている世界が広がり選択肢が増えると思います。子どもたちと色々な大人、高校生、大学生をつないでいくともっとおもしろいんじゃないかと思います。

青柳：もともと学習支援、社会体験学習支援、居場所の提供という3本の柱でやってきたときに、どうしても居場所の提供が難しかったんです。何をしたら、誰がいたらいいのか、考えてもなかなか難しい部分があったんです。客観的に見ていると、中学3年間ここに来て、卒業した先輩が来る姿を見て「先輩たちが来ているなら自分が卒業しても来ていいんだな」とか、社会人になった知らない先輩がスーツで来て「自分も同じようにここに来てたよ」と話してくれると「大人になっても来ていい場所なんだ」と思える。つながりができていると思



います。今来ている子どもたちがつながっていけるように、敷居が低く、誰でも来られる場所であればいいのかなと思います。

館長はじめ係長は、困っていたら、いや困っていなくても、ここに来てほしいといつも言っています。自分で「困った」とは絶対言わないので、ここにいる職員は、子どもの困り感を見抜ける力を持ち合わせなくてはいけないなと思います。学校や行政の誰かとつなぐ、高校の制服が買えない子がいたら、行政につないでいく、それもこの形なのかなと思います。子どもたちにとって、居やすい場所、生きる場所につながっていく。一人一人のこれからの人生につながっていく。「あの時あの人かいたなあ」「あの時制服を借りたなあ」と振り返り、じゃあ自分は次に何をしたらいいのかを考え次につないでくれたらいいなと思います。

佐藤：子どもたちにとって、いろんな人とつながることができる場所でもありますが、同時に大人たちにとっても、つながる場所になっているように感じています。会議で実際に顔を合わせているので、行政だけ、学校だけと単独で関わるのではなく、この人に聞いてみようと思ったりと連携しやすくなっていると思います。「この子のために何かしたい」という同じ思いの大人たちにとって、情報共有や支援のためのつながりの機会になっているのではないのでしょうか。これからもつながりをつくっていかれたらと思います。

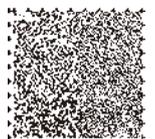
福岡 KARA

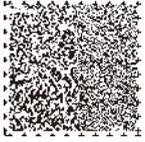
「子ども支援オフィス」(県内5か所：粕屋、水巻、田川、久留米、行橋)

～経済的に困りで様々な悩みや不安を抱える子育て世帯にワンストップで相談対応します!～

福岡県では、経済的に困っている子育て世帯の悩みや不安にワンストップで対応する「子ども支援オフィス」を設置し、相談内容に応じた個別の支援計画を策定するとともに、関係機関と連携しながら、きめ細かな支援を行っています。

[子ども支援オフィス](#)で検索🔍





教育の完全保障を展望し、 取り組みの積み重ねを

〈経済的困窮が進路選択を狭める〉

憲法施行から70年、その26条は、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」と謳っています。70年の間に、義務教育のみならず、高校・大学等への進学を経済的に支える施策は拡充が図られてきました。他方で、経済の驚異的な発展によって、総じて人々の生活は豊かになりました。結果、多くの人たちが高校、大学等に進学できる状況が生まれてきました。若者のおよそ半分が大学（短大を含む）で学ぶ時代になりました。

しかし、この日本社会の構造のなかでより厳しい生活を強いられている家庭の子どもが高校や大学に進むのは、依然並大抵のことではありません。それでも、高校については、高等学校等就学支援金と高校生等奨学給付金等の適用を受け、貸与ではありますが奨学金を活用すれば、校納金、教材・教具費、通学費等が何とかまかなえるようになりました。

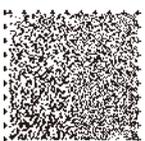
高校に比べて、大学は、極めて困難です。学資の

福岡県人権・同和教育研究協議会 前会長 小西 清則 さんは、本県のみならず、全国各地の状況や国際的な動向を踏まえ教育研究を進め、学校教育・社会教育における人権・同和教育の充実・推進に向けて中心的役割を担ってこられました。「人権教育は今」30号での提言について、もっと詳しく聞きたいというリクエストが寄せられましたので、今号より人権について、様々な角度から、お話をさせていただきます。

桁が違います。学費もさることながら、生活費の問題があります。自宅から大学に通える人は限られています。多くは、自宅から離れての生活です。

昔も今も、学資に苦しむ学生を大きく支えているのは、奨学金です。我が国最大の奨学会、日本学生支援機構（以下、支援機構）は、その前身である日本育英会（以下、育英会）の時代から、大学生数の急増に対応して採用枠を拡大してきました（もっとも、それは主に有利子奨学金の拡大でしたが）。しかし、採用枠の拡大が急務であったが故か、貸与額の引き上げもあったものの、それは、学資の高騰に追いついていません。

「育英会大学奨学金は、授業料＋7,000円」という説があるそうです。出どころもわからず、怪しいのですが、実際に当てはまります。私の学生時代、1970年の国公立大学自宅外通学特別奨学金の貸与月額、8,000円でした。国立大学授業料は、年額12,000円、月に割ると1,000円です。今は、国公立大学自宅外通学奨学金は、月額51,000円。国立大学授業料標準額は、年額535,800円、月に44,650円。おおむね、俗説は当たっています。



7,000 円の価値は、時を隔てて大きな差があります。数年前ブームの起きた中助の『銀の匙』、その岩波文庫版は、1970 年当時 100 円でした。今は、税込み 605 円です。

学業成績が極めて優秀であれば、そういう人を対象とする、民間の、高額の給付型奨学金があり、それを利用できます。採用枠は、極めて限定的です。成績が突出しているわけでもない、経済的に厳しい家庭の子どもは、かつて言われた苦学生になるのも難しいのが現実です。

昨年度は試行、今年度から本格実施された支援機構の給付奨学金は、児童養護施設等に入所している（いた）子ども、住民税非課税世帯の子どもに対する支援を、その実態に合わせて充実させようというものです。国公立大学自宅外通学の場合、月額 30,000 円が支給されます。あわせて、支援機構第 I 種奨学金（貸与、無利子）を活用し、授業料の全額免除措置が受けられたとして、仕送りが期待できない学生の生活収支を実際に照らして見てみましょう。支援機構の「学生生活調査」の最新データ（2014 年度調査）では、アパート等暮らしの国立大学生の支出は、年間 1,714,600 円です。これから授業料が全額免除されると、1,178,800 円になります。一方、年間収入は、給付奨学金と第 I 種奨学金で 852,000 円になります（授業料全額免除で給付奨学金は減額）。差し引き、326,800 円をアルバイト等、何らかの方法で工面しなければなりません。

地方の国立大学なら何とかかなりそうに思われます。しかし、この学生生活費は、あくまでも平均です。また、厳しい状況にある人ほど個々の事情を抱えています。そうであれば、何とかかなりそう

なことも難しくなります。

そもそも、このふたつの奨学金と授業料減免には、採用枠がありません。第 I 種奨学金には、成績条項もあります。仮に、すべての支援措置が受けられて大学にたどり着いたとしても、アルバイトに時間と労力を過度に取られ、成績不振に陥れば、これらの支援策は打ち切りになります。4 年間不慮のことが起こらないよう祈らなければなりません。

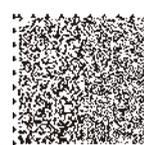
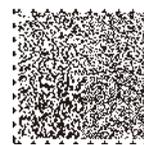
運よく苦学生を通せたとしても、この低成長時代では、奨学金という借金は、若者の自立を妨げる重荷になりかねません。県立高校、国立大学（自宅外通学）と進んで、奨学金（福岡県教育文化奨学財団奨学金、支援機構第 I 種奨学金）を活用したとすると、卒業後、月額にして 19,600 円を返済していくこととなります。これは、福岡県における 2016 年度大卒初任給の 1 割を超えます。

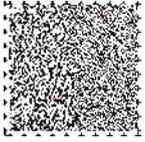
人権としての教育をすべての人に保障するにはほど遠い。これが、私たちの国（社会）の現状です。

〈先人たちの取り組みに学び、これにさらなる取り組みを積み重ねて〉

憲法 26 条の具現化は、国の財政のあり方を構造的に変えない限り、絵空事と思われれます。気の遠くなるような課題です。と嘆いていても、ことは進みません。これまでも、関係者の努力によって、漸進的であったにせよ、人権としての教育の保障に向けた制度改善が図られてきました。今は憲法 26 条具現化の展望を遠くに置くしかないとしても、先人たちが積み重ねてきた制度改善を、さらなる積み重ねでさらに前進させることはできます。

先人たちの取り組みを振り





返ってみましょう。

高校では、入学時に多額の費用負担が生じます。ときに、期限までに納入の目途が立たないケースも出てきます。福岡県教育委員会は、そのような場合、納入期限・方法について弾力的に対応するように、という通知を出しています。高校入学を断念することを防ごうという趣旨です。実は、通知以前から、このようなケースに対して、家庭、中学校、高校、その他関係者が知恵と力を出し合い、高校入学を実現する取り組みが重ねられてきました。これまでの各地、各校の工夫と配慮が、通知によって全体化されたのです。

日本の公的奨学金は、基本的に「育英主義」でした。家庭の経済状況が厳しくても、一定の学業成績がないと、採用されませんでした。それが大きく変わったのは、2002年に文部科学省が新たに高等学校奨学事業費補助事業を始めたことによります。新規事業の目的を文科省は、「経済的な理由により修学困難な高校生に対する奨学金貸与事業を行う都道府県に対し、国は財政的な援助を行うこととし、もって高等学校における教育の機会均等に資する」と示しています。これを受けて、各都道府県で高校奨学事業が構築ないし再構築されて、所得状況のみを採用基準とする「奨学主義」の公的奨学事業が広がりました。

この新規事業の生まれた背景には、被差別部落出身生徒を対象とする地域改善対策奨学金（解放奨学金）制度が、2002年3月末をもって終了したことがあります。多くの被差別部落出身の高校生が、これを活用して学んでいました。この制度の終了によって多数の子どもの高校就学

の機会が奪われることは、あってはならないことです。当事者は言うまでもなく、学校関係者、同和教育研究団体、教育行政、県当局、文科省等にとって、大きな課題でした。多方面にわたる機関・団体、人々の努力が寄せ合わされて新規事業ができたのです。

福岡県は、この補助事業を受けて、既存の福岡県奨学会（福岡県教育文化奨学財団の前身）の奨学事業を抜本的に改善しました。小さかった採用枠の拡大をはじめとして、保証人の収入要件を撤廃し、月々の奨学金貸与とは別に入学支度金制度も新設しました。それまでの解放奨学金の成果を取り入れての改善でありました（福岡県奨学会奨学事業には、成績条項はもともとありませんでした）。

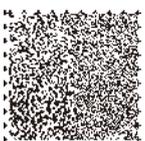
被差別部落出身生徒の高校就学を支えてきた解放奨学金が、その終了に伴って、対象を限定しない、一般対策としての「奨学主義」の奨学金を創り出したと言えます。

学ぶ権利が保障されない理不尽が目の前にあります。これを解消するための現行制度の改善を積み重ねていかなければなりません。そうした取り組みの集積は、国のあり方が大きく変わるとき、人権としての教育を完全保障していくシステムの構築に大きな力となるでしょう。

福岡 KARA

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団が実施する奨学金は、勉学意欲がありながら経済的理由により修学に困難がある人に対して貸与されます。

入学金など入学時の一時的な学費に充てるため貸与する入学支度金（無利子）の貸与予定時期はこれまで4月下旬でしたが、**平成30年度高校等入学生から3月末に変更**になります。



やってみましょう! 参加体験型学習ファシリテーター



これは、ある研修会参加者の感想です。

これまでの研修はお話を聞いて終わることが多く退屈なこともあったが、みんなで話し合いながら答えを見つけていく形式は人権感覚をみがく上で有効だと思った。

自分たちの班だけで話し合っただけでも意見は出し尽くしたとおもっていたが、他の班の意見を聞いて気づくことが多々あり、勉強になった。

お話の中にもあったが、実は自分の持っている価値観、視点の中に、偏見につながるようなものが存在しているかもしれないということに気づけたのがとてもよかった。

実際体験してみて、グループで話し合うことによって多面的にみていくことができるのでよかった。また改善点を考えることでより深めていくことができた。

このような感想が出てくる研修会の運営ができているのでしょうか？人権に関する知的理解は大切なことですが、併せて人権感覚を育成することが必要となってきます。そのような研修について、「人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ]」では、次のように述べられています。

人権尊重の理念を確実に身に付けるためには、「参加体験型の実技研修会」等が有効である。人権尊重の理念を、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」として、単に理解するだけに止まらず、そのことが態度や行動に現れるようにする研修を自らが体験することが重要である。
「人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ]」より

人権感覚を育成する基盤となる価値的・態度的側面や技能的側面の資質・能力を育成するためには、受講者が自分で「感じ、考え、行動する」こと、つまり自分自身の心と頭脳と体を使って、主体的、実践的に学習に取り組むことが不可欠となります。

福岡県教育委員会では、このような研修を企画・立案・実践する人権教育コーディネーター養成講座を開催しています。今回は、「社会と人権」をテーマに、すべての人の人権が尊重された社会の実現をめざして考えていく学習プログラムを実践の様子とともに紹介します。

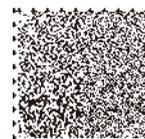
今回紹介する学習プログラムについて

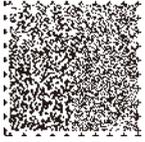
作成者：平成 27 年度 人権教育コーディネーター養成講座受講者
対象者：一般、小学生、中学生、高校生
準備：「町のイラスト」パズル、「町のイラスト」掲示用、ふせん紙等
時間：60分

初めてのあなたも
参加体験型学習の
ファシリテーター
やってみませんか!

学習のねらい

- 社会には、さまざまな人権課題があり、それぞれの人権課題が関連していることに気づく。
- 自分と違う考えや、自分の知らないことを知る。





人権が尊重される心豊かな社会をつくるために
「差別のないまちに」 ～様々な人権課題への気付き～

おしゃべりのルール

- 司会・記録・発表者・タイムキーパー・盛り上げ係を決めてください。
- うなずきながら聞きましょう。
- 他の人の発言をさえぎらない。否定しない。
- できるだけ全員が発言しましょう。

学習会で大切にすることの確認

会の目的や、大切にしたいことなどをみんなで共有して始めましょう。対象者によって、ルールを変えたり、みんなで考えてみてもよいです。

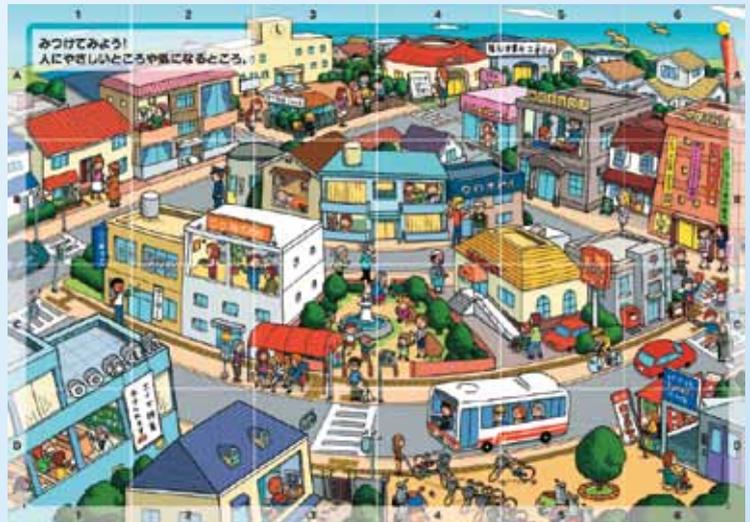
研修会のテーマに合った絵を使います。

①アイスブレイキング

- 自己紹介をした後、「町のイラスト」パズルを作成する。その後の話がスムーズにいく雰囲気をつくる。

〈参考〉

福岡市人権啓発センター発行
 「気づいていますか？大切な事」所収



②展開1『グループの中で意見を出し合う』

- 次のような項目について 意見交流を行う。
 「気づいたこと」
 「気になること」
 「いいと思ったこと」

この時にふせんを利用します。



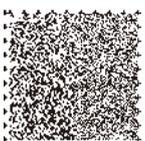
③展開2『全体で意見交流をする』

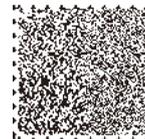
- 「町のイラスト」を掲示し、各班の意見を交流する。
- 各班の代表者が、グループ内で出た意見を、ふせんを貼りながら発表する。

ポイント

意見を出して終わるのではなく、受講者にあわせて、ここから再度意見を出し合うことが大切です。出された意見を揺さぶって、「対立」をさせてみましょう。
 △「点字ブロックがあるのはいいですね。」
 ▽「でも、この場所でいいですか？」
 ▲「このよびかけの看板は目立って、いいですね。」
 ▼「逆にいきづらくなる人もいるのでは？」 など…

他のグループから「対立」する意見が出ない場合には、ファシリテーターが揺さぶってみましょう。





④展開3『聞いた意見を参考にグループで考える』

○他の班や**ファシリテーター**の意見などをもとに、パズルの町について再度考える。

⑤展開4『本日のまとめを行う』

- 各班から意見を出し、誰もが暮らしやすい街について考える。
- ファシリテーター**の気づきや、感想を言って研修のまとめを行う。



もっと充実した研修にするために

参加体験型学習を利用しさえすれば人権尊重の教育になるわけではありません。実践するにはいくつかの配慮する必要がある事項があります。

①コミュニケーションを活性化させる

ファシリテーターの役割として参加者相互のコミュニケーションを活性化させることが求められます。「考える」「話す」「聞く」の3つのコミュニケーションの要素についての技術・スキルを身に付けることで活性化されます。

考える…自分自身を見つめる 話す…他者に心を開く 聞く…相手に心を傾ける

②一人一人を全的なものとして扱う

参加者をそのまま扱うのでなければ、人権についての気づきや学びはありません。みんなにはそれぞれの歴史があり、様々な感情があります。また、言葉以外のコミュニケーションなども、すべて受け止めての研修会にしましょう。

③対立を扱う

一人一人が違っているということは、必ず対立が起こるということです。参加者が共にひとつのコミュニティに存在するとき対立は不可避です。一人一人を尊重するためにも「対立」をうまく扱うことが求められます。

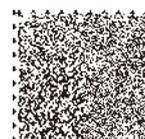
④みんなの課題に迫る

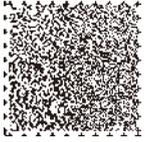
「コミュニケーションのルール」「一人一人を尊重する」「対立を扱う」ことは、人権についてというみんなの課題に迫るために、共通基盤づくりとして必要な配慮でもあります。

〈参考〉角田尚子・ERIC 国際理解教育センター
「人権教育ファシリテーターハンドブック基本編」



今回紹介した学習プログラムは、平成 28 年度福岡県社会人権・同和教育担当者協議会実践発表交流会と平成 29 年度福岡県人権・同和教育担当初任者研修会において実践していただいた内容をもとに、再編集したものです。





災害から人権を考える

多くの人々に苦しみや深い悲しみを与え、命を危険にさらす災害。被災地への支援においては、過去の震災の教訓を生かし、避難者に対する様々な配慮がなされるようになりました。

ここでは、避難所において、お互いの人権を尊重するためにどのような配慮が必要か考えてみましょう。

学習プログラム「災害から人権を考える」(60分)

対象：地域住民

ねらい：他の人の立場からその人の見方や考え方を受け止め、自分の問題としてとらえながら、その人に必要なことを考える。



写真：警察庁焦点 281 号
出典：警察庁ウェブサイト
(<https://www.npa.go.jp/archive/keibi/syouten/syouten281/index.html>)

①導入 (10分)

- ・避難所の写真を見て、避難生活の中では、どんなことに困ってしまうのかを考える。
- ・今日のねらいを確認する。

②展開 (40分)

ア【グループ交流①】

- ・3つのグループに分かれ、避難者の気持ちが書かれた3枚のカードのうち1枚だけを受け取る。
- ・カードを読み、避難者が抱えている不安なことや困ることを想像して、ふせんに書き、模造紙にはりながら意見交流する。

イ【全体交流①】

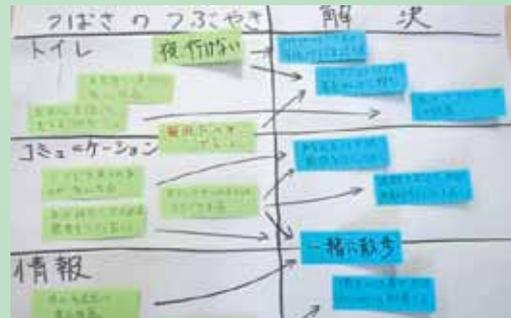
- ・カードの内容を紹介する。
- ・それぞれの班から、避難者が抱えている不安なことや困ることについて話し合った内容を発表し、全体交流をする。

ウ【グループ交流②】

- ・隣のグループと模造紙を交換し、隣のグループがふせんに書き出した不安なことや困ることに対しての解決策を考える。
- ・ふせんに書き、模造紙にはりながら意見交流する。

エ【全体交流②】

- ・それぞれの班から、話し合った内容を発表し、全体交流をする。
- ・避難者は、他にどんなことに困るのか、様々な人のことを思い交流する。

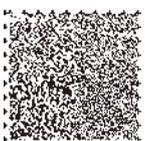


③まとめ (10分)

振り返りの感想を書き、全体交流する。

まとめの視点例

- ・災害の発生時においても様々な立場の人の人権を尊重し、行動することが大切です。
- ・日頃から、共に生きる社会の一員として、他者に関心を持ち、共に生きていきましょう。

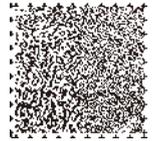


カード①

今日から避難所での生活が始まる。自宅からは少し離れた場所の避難所にしか入れなかった。この狭い建物に500人ぐらいの人が避難しているが、知った人はいないようだ。一人一人はとても狭いスペースしか割り当てられないので、プライバシーもない状態だ。でも、こんな時だから仕方ない。人見知りだけど、勇気を出して、近くににいる人に話しかけたら無視された。まあ、話しかけられたくない人もいるだろうが、返事もしてくれないなんてあんまりだ。気が滅入る。こんな時だから誰かと話して気を紛らわせたいのだけど。

建物のトイレは使用できず、入口近くに仮設のものが設置されている。数も少なく、いつも多くの人が並んでいる。誰かが自分用にポータブルトイレを持ち込んでいた。こんな狭い避難所にそんなものを持ち込むなんてどういふつもりなんだろう。だいたい、みんな我慢している時に贅沢を言うことはおかしいと思う。支援物資を配ったりするような大事な連絡は、ハンドマイクで確実に知らせてもらえることはありがたい。やはり、情報がきちんともらえると安心する。明日からどうなるんだろう？

ゆう



カード②

今日から避難所だ。聴覚に障がいがあることは見ただけではわかりにくいので、いろいろな人から話しかけられても、戸惑ってしまうことがある。さっきも誰かが話しかけてきた気がしたけど、よくわからなかった。

トイレは入口のところに仮設のものがあつたので、場所を人に聞いて確認する必要がなくて良かった。さっきから、前の方にハンドマイクを持っている人が立つと、一斉に周りの人が動きだす。なんて言っているんだろう。戻ってきた人がペットボトルを持っていたけど……。誰か話し相手がほしいな。明日からどうなるんだろう？

あきら

カード③

今日から避難所に行くことになりました。建物の入口のところは階段になっていて、自分一人では、車いすで中に入ることができませんでした。すると、私の様子に気づいた近くにいた数人の人たちが、車いすを抱えて、私が建物の中に入るのを手伝ってくれました。

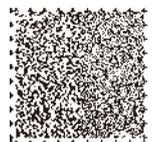
問題はトイレです。さっき仮設のトイレを見に行ったら、段差があって、手すりもなく一人で利用することは難しいと思いました。友だちがポータブルトイレを避難所まで持ってきてくれましたが、周りの人から狭い避難所内なので邪魔になると言われ、やむなく携帯用トイレを使うことにしました。運営の人が、ハンドマイクで支援物資を配る準備ができたと言っています。ペットボトルのお茶です。行列に並べるかな。明日からどうなるんだろう？

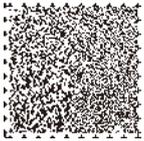
福岡 KARA

災害時には、自らの行動等に制約のある高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、発災直後の安否確認・避難から、その後の生活に至るまでの各段階においてきめ細かな支援策を総合的に講ずるものとする。

※福岡県地域防災計画基本編・風水害対策編 第3編 第16節 要配慮者支援計画 より

福岡県では、過去に起こった災害の教訓を踏まえ、災害に対する備えを確保し、災害に強いまちのなかで、生命や暮らしが守られる社会を目指すこととしています。





おすすめ DVD KARA

やすし先生のおすすめ 人権教育DVD

県内の大学で人権教育の講義を担当されている「やすし先生」が実際に講義で使用したDVDを、おすすめポイントと受講者の感想とともに紹介します。



D1957 (26分)

『部落の歴史(明治～現代)～近代化が存続させた差別～』



江戸時代後半から明治にかけての社会の変化と部落差別の関係は、どうしても難しい内容になりがちです。しかしこのDVDは解放令前後の社会状況と解放令が出された意味やそのことで何が変わったのかがよく整理されています。講義ではDVD全編を見せるのではなく他の資料等と併せて部分的に使っていますが、内容をよりわかりやすく伝えるためにはとても効果的だと感じています。

ポイント



やすし先生

解放令は、単に身分制度を廃止しただけであり、これらは根本的な解決になっておらず、その結果より厳しい差別を生んだ。差別を無くすためには人々の持っている意識や考えを変えなければならないと思った。



受講生

解放令は、差別されていた人が差別していた人と平等になるというものだと思っていました。解放令が出されても差別はなくなり、差別している人たちの考えを変えるための教育や啓発がなかったことが差別を存続させたのだと感じました。



受講生

人権教育DVD等の利用について

- 1 利用手続 ①直接来課し、借用書に記入・押印の上、DVD等と利用報告書を受け取る。
②県立学校及び県の出先機関、県内各市町村等（教育委員会含む）については、使送便を使って借用できます。
- 2 利用期間 原則7日以内です。ただし、必要と認められる場合は変更も可能です。

人権教育DVDのタイトル・内容については、[人権教育DVD福岡](#) で検索

編集後記

▼平成29年7月九州北部豪雨で被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

▼さて、「人権教育は今」発刊から10年経ち、今まで取り組んできた人権教育を次の世代にどのようにつなげていくのかをコンセプトに考えてきました。一人一人がかげがえのないcommunityな存在として尊重される社会を目指し、様々な人、場所、立場から人権への思いを発信してもらいたい。今KARA、つぎKARA、私KARA... たくさんのKARAがいっぱいのKARA FULL(カラフル)として新たに出発します！毎号テーマを設定し、年3回発行します。

本号では、「社会と人権」をテーマに人権に関わる様々な立場の方から温かいメッセージをいただきました。人権が尊重される心豊かな社会をつくるべく、いくつ情報のひとつとなることを願って作成しました。

本資料を様々な研修会でご利用いただけます。幸いです。

©

「KARA FULL」は福岡県教育委員会のホームページにも掲載しています。[KARAFULL福岡](#) で検索

